

## 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

# 「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 見守り 新鮮情報①

#### 意図せぬリボ払い 利用明細は必ず確認

《事例1》クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、明細はアプリなので面倒で見えていなかった。確認してみると、申し込み時からリボ払いで、100万円近い残額があることが分かった。(60歳代 女性)

《事例2》解約したはずのクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねてみると「リボ払いになっており、支払う必要がある」と言われた。知らずにリボ払いになっていたことに納得がいかない。(70歳代 男性)



#### 【ひとこと助言】

初期設定で支払い方法がリボ払いになっているカードや、リボ払い専用カードもあります。申し込み時には、よく確認しましょう。

利用明細は必ず確認してください。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合はリボ払いが考えられます。不審に感じたらすぐにカード会社に確認しましょう。

### 見守り 新鮮情報②

#### 老人ホームなどの入居権を譲ってという電話は詐欺です

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に介護施設ができ、市内在住者のあなたには入居権がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他市に住む女性に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。違反金600万円支払わないと逮捕され拘留所に入ることになる」と言われた。お金を用意したがだまされているのではないかと。(80歳代 女性)

#### 【ひとこと助言】

実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話がかかってきたという相談が、寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。



～以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より抜粋～

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】11月4日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379